

一般競争入札に係る市内営業所の取扱いについて

一般競争入札における参加資格の条件として「市内に本店又は営業所を有すること」としている場合の、営業所の要件は次のとおりです。

※営業所：建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう

1 営業所要件

- (1) 営業所の代表者に対し、契約に関する一切の権限が与えられていること。
- (2) 建設業法第 7 条第 2 号に規定する要件を満たしていること。
- (3) 事務所の形態は、独立したものであること
- (4) 従業員を常駐していること

2 一般競争入札に参加する場合の提出書類

- ・ 営業所の調査に係る誓約書（様式第 1 号）
- ・ 事務所に係る報告書（様式第 2 号）

※誓約書及び報告書の提出がない場合は、一般競争入札に参加できません。

3 適用

平成 23 年 4 月 1 日以降に公告する入札